

【①生産者と育成者権者との直接契約（利用報告及び許諾料が必要）】

品種「ノウリン」の収穫物の種苗利用に関する許諾契約書

カイハツシャ（以下「甲」という。）と ノウギョウシャ（以下「乙」という。）は、種苗法（平成10年法律第83号）による品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 甲は、乙に対し次の登録品種（以下「本品種」という。）について、通常利用権を許諾する。

登録品種の名称	ノウリン
品種登録番号	第・・・・号

2 通常利用権の内容

① 許諾期間

本契約を締結した日から 3 年間

なお、上記期間経過後も次号に定める許諾にかかる利用を行う場合は別途協議の上、契約を締結する。

② 許諾の内容

乙が、甲又は甲から許諾を受けた通常利用権者により譲渡された本品種の種苗（植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を用いて得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる行為で、かつ日本国内における行為に限る。

なお、これに該当しない種苗の生産等、本品種の育成者権が及ぶ行為については、本契約とは別に許諾契約が必要である。

3 利用報告と許諾料

① 乙は、各年度（○～○月。以下同じ。）において、自らが得た収穫物のうち自己の農業経営において種苗として用いた量を、甲に対して翌年度○月○日までに報告する（様式1）。

② 許諾料は年間[]円/kg（※実態に応じ、/本、/a、定額も可）とし、乙は①の実績に応じた総額（○円未満は切り捨てとする。）に消費税及び地方消費税額を加算した金額を翌○月末日までに甲の指定口座に振り込む。

4 遵守事項

乙は以下①から⑥について遵守する。

① 本品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として第三者に譲渡しないこと。

② 収穫物を種苗として用いる際は、本品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく甲に報告すること。

- ③ 本契約に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- ④ 本契約に関連する帳簿書類やほ場について、必要に応じて甲が調査することを認め協力すること。
- ⑤ 第三者から本品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を甲に報告すること。
- ⑥ その他本契約に係る事項について甲の指示に従うこと。

5 甲は、乙が本契約の規定する義務を履行しないときは、乙に2か月の猶予期間を定めてその履行を督促し、当該期間内に履行されないときは、本契約を解除できる。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

令和〇年〇月〇日

(甲)
住所 東京都千代田区霞が関 1-2-1
氏名 カイハツシャ
知事 農林 太郎

(乙)
住所 東京都〇〇市〇町〇番
氏名 ノウギョウシャ

(様式1)

令和〇年〇月〇日

カイハツシャ

ノウギョウシャ

令和〇年度における品種「ノウリン」に係る種苗の利用報告書

品種「ノウリン」の収穫物の種苗利用に関する許諾契約書に基づき、令和〇年度において、得られた収穫物から種苗として用いた量を下記の通り報告します。

記

数量 [] kg

(※実態に応じ、[]本、[]a、定額も可)